

元国際第1077号

関税割当公表第26号

令和2年度のインドネシア産生鮮パイナップルの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」に基づく割当ての対象となるパイナップル（900グラム未満のものとし、生鮮のものに限る。）（以下「インドネシア産生鮮パイナップル」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和2年2月17日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

インドネシア産生鮮パイナップル（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第0804.30号の1に掲げる物品のうち1個の重量が900グラム未満のもの（全形のもので皮を除いていないものに限るものとし、冠芽があるかないかを問わない。））

2 割当数量 300トン

3 通関期限 令和3年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省生産局園芸作物課

### 第3 関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

### 第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間 令和2年4月1日（水）から令和3年3月25日（木）まで  
ただし、受付は、毎週月曜日、毎週水曜日及び毎週金曜日に締め切るものとし、当該月曜日、当該水曜日及び当該金曜日が行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日を締切日とする。（以下「申請期間」という。）

なお、各申請期間の締切日時点で年度当初からの申請数量の総計が第1の2に掲げる割当数量（以下「限度数量」という。）を超える場合は、令和2年度の残りの期間は申請の受付は行わないこととし、令和2年度における申請の受付は終了した旨を当省ウェブサイト

（[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t\\_idn/index.html](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_idn/index.html)）に掲載する。

- 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

### 第5 関税割当申請者の資格

インドネシアが発給する証明書を所持する者であって、当該証明書の「輸入者」の欄に記載された者と同一である者

### 第6 関税割当申請書に添付すべき書類

- 1 インドネシアが発給する証明書（別記様式）
- 2 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの））

ただし、令和元年度における割当実績を有する者であつて、申請時点において2の書類の内容に変更のないものは、2の書類の添付を必要としない。また、本公表により2件以上申請する場合であつて、2の書類

の内容に変更のないものは、2件目以降は2の書類の添付を必要としない。

## 第7 割当基準

年度当初からの申請数量の総計が限度数量に達するまで、インドネシアが発給する証明書に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てるものとする。

ただし、同一申請期間内の申請は同着とみなし、申請数量の総計が限度数量を超える場合には、当該申請期間終了後、別途抽選により申請順位を定め、上位の者から限度数量に達するまで割り当てることとする。

なお、抽選の実施については、当該申請期間終了後に当省ウェブサイト（[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t\\_idn/index.html](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_idn/index.html)）において公表する。

## 第8 関税割当証明書の交付及びその停止

1 各申請期間に提出のあった関税割当申請書については、原則として申請締切日の翌日から起算して4日目に当たる日（行政機関の休日は算入しない。）に関税割当証明書を交付するものとするが、年度当初からの申請数量の総計が限度数量を超える場合は、第7により抽選を実施した後、関税割当証明書を交付するものとする。

ただし、第5から第7までに基づく審査に時間を要する案件の場合には、関税割当証明書の交付が遅れることがある。

2 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

(1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。

(2) 申請者が本公表に違反したとき。

- (3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）をしたとき。

## 第9 報告

割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

## 第10 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。

- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。

- 3 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない（省令第4条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が第2に掲げる担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

- 4 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないもの

とする。

5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

#### 第11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。



**AGREEMENT BETWEEN INDONESIA AND JAPAN  
FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP**

**QUOTA CERTIFICATE**

<b>EXPORTER FULL LEGAL NAME AND ADDRESS</b>	<b>CERTIFICATE NUMBER</b>

<b>IMPORTER FULL LEGAL NAME AND ADDRESS</b>	<b>DESCRIPTION OF GOODS</b>

<b>REMARKS</b>

TARIFF ITEM NUMBER	QUANTITY OF GOODS	MEASUREMENT UNIT

<b>ISSUED IN</b>

<b>STAMP</b>

<b>VALID</b>	
<b>FROM</b>	<b>UNTIL</b>

<b>SIGNATURE OF AUTHORITY</b>

THIS CERTIFICATE IS NOT VALID IF EXHIBITS ERASURES, DELETIONS, CROSSING OUT OR ANY SIGN OF ALTERATION

**ORIGINAL**